成果重視事業に係る政策評価の

審査結果

平成 22 年 11 月

総務省行政評価局

目 次

1	成果	重視事業について	. 1
2	成果	重視事業に係る政策評価	
(1)各	府省の取組状況	. 2
(:	2)政	策評価の実施状況及び点検項目に沿った審査の結果	
	①点	「検項目:目標の内容が明らかにされているかどうか。	. 3
	②点	E検項目:目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。	. 4
	③点	。 「検項目:手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。	. 4
	4点	原検項目:目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされてい るかどうか。	5
	⑤点	E検項目:予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。	. 6
	⑥点	原検項目:目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定 した方策が明らかにされているかどうか。	. 6
(;	3)今	後の課題	. 7
< j	資料>		
資	料1	成果重視事業に関する閣議決定	. 9
資	料2	平成 21 年度予算における「成果重視事業」一覧	12
資	料3	成果重視事業に係る政策評価の審査結果	16
資	料4	各府省庁政策評価書	20

1 成果重視事業について

成果重視事業は、成果目標 (Plan) -予算の効率的執行 (Do) -厳格な評価 (Check) -予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、上記の「モデル事業」 (注1) を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして、平成 18 年度予算から創設されたものである (資料1参照)。

成果重視事業については、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものとするために、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム(国民生活にとっての成果)に着目した目標を設定する
- ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされている。

(注1) モデル事業については、

- ① i 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
 - ii 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
 - ⅲ 目標期間は1~3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること
 - の三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為、繰越明許費等の活用により、複数年度にわたる予算 執行に支障のないようにする

こととされている。また、モデル事業の事後評価については、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている(資料1参照)。

2 成果重視事業に係る政策評価

(1) 各府省の取組状況

ア 「平成21年度予算における成果重視事業」に係る政策評価

平成 21 年度予算における成果重視事業は、12 府省(内閣府、警察庁、金融庁、総務 省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び 防衛省)で計 35 件(資料 2 参照)実施されている。

これら 35 件の成果重視事業のうち、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)による政策評価(以下「政策評価」という。)の対象とされていない実施庁(注2)における3件(国税庁1件、社会保険庁1件、特許庁1件)を除く、12 府省の 32 件について、政策評価の取組状況をみると、次のと おりとなっている。

(ア) 政策評価を行っているもの(12 府省30件)

政策評価を行っているもの(事業の実施に伴う効果が発現しておらず、政策評価の結果を導くまでに至っていないものを含む。)が、12 府省(内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省)の30件である。

(イ) 平成23年度以降に政策評価を実施する予定であるもの(1府省1件)

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、平成21年度中に事業の実施に伴う効果が発現していないため、22年度に政策評価を行わないものの、成果重視事業に関連する政策についての政策評価又は当該府省の政策評価に関する実施計画の中で、成果重視事業に係る政策評価を行っていない理由(事業の実施に伴う効果が発現していない状況)や政策評価の実施予定時期が示されているものが、1府省(財務省)の1件(注3)である。

(ウ) 平成21年度に政策評価を実施したもの(1府省1件)

平成21年度に政策評価を行ったため、22年度は政策評価を行わなかったものが、1 府省(法務省)の1件(注4)である。

- (注2) 評価法において、「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」とされている(評価法第2条第2項)。政策の企画と執行の分離の観点から、実施庁が行う事業は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定に基づき、府省の長は、「実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。このため、実施庁が行う事業は、政策評価の対象とされていない。
- (注3) この財務省の1件は、複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、事業継続中の平成21年度においては、 定量的な達成目標に係るアウトカムが生じず、当該成果重視事業の実施に伴う効果が把握できないため、システム完成 後等効果が把握できる時点で政策評価を行うとしている。
- (注4) 法務省では、本成果重視事業の予算措置は平成21年5月までであり、2か月のみを評価することは合理的でないことから、「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」において平成20年度予算分と併せて評価している。

イ 「平成21年度予算における成果重視事業」以外の事業に係る政策評価

平成 20 年度予算における成果重視事業のうち、事業終了後において当該事業に係る効果が発現したことを踏まえて、22 年度に事後評価を行っているものが、2 府省(総務省及び農林水産省)で2件みられる。

(2) 政策評価の実施状況及び点検項目に沿った審査の結果

ア これまでの審査状況

総務省は、政策評価の質の向上を通じてその実効性を確保するため、各府省が実施した政策評価について、目標が明確であるかなど政策評価として備えるべき水準の達成状況を審査している。

この審査活動の一環として、成果重視事業(モデル事業)に係る政策評価の定着と今後の質の向上に資する観点から、平成17年度以降、成果重視事業(モデル事業)に係る政策評価について審査を行い、その結果、今後改善すべき課題を提起してきたところである(注5)。

また、平成 21 年度においては、課題を提起した政策評価について、改善措置状況をフォローアップしている。

(注5) 平成17年度は7府省の7件のモデル事業、18年度は12府省の29件のモデル事業、19年度は13府省の54件の成果重視事業、20年度は14府省の56件の成果重視事業、21年度は13府省の43件の成果重視事業について審査した。

イ 平成22年度の審査結果

平成 22 年度においては、21 年度予算における成果重視事業に係る政策評価が行われた 12 府省(内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省)の30件(2(1)ア(ア))と、20年度予算における成果重視事業に係る政策評価が行われた2府省(総務省及び農林水産省)の2件(2(1)イ)の合計32件を対象として、以下の①から⑥までの点検項目に沿って審査を行った。

審査の結果は以下のとおりであり、全体として改善の傾向がみられるが、一部の点検項目に関しては、なお一層の改善が必要な状況にある(図表参照)。

①点検項目:目標の内容が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業については、モデル事業に引き続き、定量的な達成目標を設定し、目標の達成状況等について評価を行うこととされており、「目標の内容」をあらかじめ明らかにしておくことが重要である。

(点検結果)

各成果重視事業の定量的な達成目標は、平成21年度予算編成過程においてあらかじめ設定されている(資料2参照)。

当該目標について、12 府省の 32 件の成果重視事業に係る政策評価において、「目標の内容」が明らかにされているかどうかについてみると、12 府省の 32 件(100%)すべてにおいて、「目標の内容」が明らかにされていた。

②点検項目:目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業に係る政策評価においては、定量的な達成目標を明示するとともに、目標の達成状況等について評価(検証)を行い、国民への説明責任を果たすこととされている。

成果重視事業に係る政策評価の客観性を確保するためにも、目標自体に加えて「目標設定の考え方」についても明らかにしておくことが重要である。

(点検結果)

12 府省の32 件の成果重視事業に係る政策評価において、「目標設定の考え方」が明らかにされているかどうかについてみると、11 府省(内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省)の30 件(93.8%)においては、内容が明らかにされている目標のすべてについて、「目標設定の考え方」も明らかにされていた。

これに対して、2府省(外務省及び財務省)の以下の2件においては、「目標設定 の考え方」が明らかにされていなかった。

- ・領事業務・システムの最適化(外務省)
 - ※ 昨年度、本点検項目に関して所要の改善措置を講ずるよう要請を行ったが、 今年度の政策評価においても一部について明らかにされていなかった。
- ・次期税関システム開発事業(財務省)

③点検項目:手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業に係る評価においては、あらかじめ設定した目標の達成状況について評価を行うことが基本となっている。

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするためにも、どのような手段を講ずることにより目標を達成しようとするのか、目標を達成するための「手段と目標の因果関係」を明らかにしておくことが重要である。

(点検結果)

12 府省の32 件の成果重視事業に係る政策評価において、「手段と目標の因果関係」が明らかにされているかどうかについてみると、11 府省(内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び防衛省)

の30件(93.8%)においては、「手段と目標の因果関係」が明らかにされていた。 これに対して、2府省(総務省及び国土交通省)の以下の2件においては、「手段 と目標の因果関係」が明らかにされていなかった。

- ・電気通信行政情報システムの最適化事業(総務省)
- ・宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業(国土交通省)

④点検項目:目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業においては、定量的な達成目標を設定するとともに、何をもって「目標の達成」とするか、その評価方法を提示することとされている。

目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであり、その水準をどのように評価するかについての判定方法・基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

(点検結果)

12 府省の32 件の成果重視事業に係る政策評価において、「目標の達成度合いの判定方法・基準」が明らかにされているかどうかについてみると、9 府省(警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び防衛省)の26 件(81.3%)においては、個々の事業の特性に応じた判定方法・基準が事業ごとに定められていた。

これに対して、5府省(内閣府、金融庁、総務省、外務省及び国土交通省)の以下の6件においては、「目標の達成度合いの判定方法・基準」が明らかにされていなかった。

- ・経済財政政策関係業務システムの最適化(内閣府)
 - ※ 昨年度、本点検項目に関して所要の改善措置を講ずるよう要請を行ったが、 今年度の政策評価においても改善がみられなかった。
- 「金融庁業務支援統合システム」の開発(金融庁)
 - ※ 昨年度、本点検項目に関して所要の改善措置を講ずるよう要請を行ったが、 今年度の政策評価においても十分な水準に達していなかった。
- 物品調達業務・システム最適化事業(総務省)
 - ※ 昨年度、本点検項目に関して所要の改善措置を講ずるよう要請を行ったが、 現在事業そのものが停止しており、事業再開に際して、目標の達成度 合いの判定方法・基準を明らかにするとしている。
- ・電気通信行政情報システムの最適化事業(総務省)
- ・在外経理システムの最適化(外務省)
- ・宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業(国土交通省)

⑤点検項目:予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされている かどうか。

(考え方)

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされている。

また、効率化・弾力化の状況は予算に反映するとされており、平成 21 年度予算編成過程において、予算執行の効率化・弾力化措置として、「国庫債務負担行為」、「繰越明許費」、「目の大括り化」及び「目間流用の弾力化」のうち、いずれに取り組むかが、あらかじめ設定されている(資料2参照)。

このようなことからも、事後評価においては、「予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果」を明らかにすることが重要である。

(点検結果)

12 府省の32 件の成果重視事業に係る政策評価において、「予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果」が明らかにされているかどうかについてみると、10 府省(警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び防衛省)の28 件(87.5%)においては、「予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果」について明らかにされていた(効率化・弾力化による効果は発現していない旨が明示されているものを含む。)。

これに対して、以下の4府省(内閣府、法務省、外務省及び国土交通省)の4件においては、「予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果」が明らかにされていなかった。

- ・経済財政政策関係業務システムの最適化(内閣府)
 - ※ 昨年度、本点検項目に関して所要の改善措置を講ずるよう要請を行ったが、 今年度の政策評価においても明らかにされていなかった。
- ・出入国管理業務の業務・システムの最適化(法務省)
- ・国際機関における邦人職員増強事業(外務省)
- ・宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業(国土交通省)

⑥点検項目:目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明ら かにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業に係る政策評価においては、あらかじめ設定した目標の達成状況について評価することが基本となっている。

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするためにも、目標の達成状況が芳しくない場合には、その原因分析を行い、当該事業について、今後どのように取り扱うかについて改善方策を策定し、明らかにすることが重要である。

(点検結果)

7 府省(内閣府、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通 省)の9件の成果重視事業に係る政策評価において、目標又は指標の全部又は一部が 達成されていなかったとの結果が明らかにされている。

これら7府省の9件(100%)すべてにおいて、「目標達成が芳しくない原因及びその改善方策」が明らかにされていた。

図表 各点検項目の内容が明らかにされている政策評価の割合

点検項目 点検年度	目標の内容	目標設定の考 え方	手段と目標の 因果関係	目標の達成度 合いの判定方 法・基準	予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果	目標達成が芳 しくない場合 の原因分析及 びその結果策 定した方策
平成17年度	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	100%
	(2 件/7 件)	(1 件/7 件)	(1件/7件)	(0 件/7 件)	(0件/7件)	(2 件/2 件)
平成 18 年度	96.6%	65.5%	93.1%	17.2%	41.4%	0.0%
	(28 件/29 件)	(19件/29件)	(27件/29件)	(5 件/29 件)	(12件/29件)	(0 件/2 件)
平成 19 年度	90.7%	66.7%	100%	38.9%	68.5%	75.0%
	(49 件/54 件)	(36 件/54 件)	(54件/54件)	(21 件/54 件)	(37 件/54 件)	(6 件/8 件)
平成 20 年度	92.9%	78.6%	100%	62.5%	73. 2%	91.7%
	(52 件/56 件)	(44 件/56 件)	(56件/56件)	(35 件/56 件)	(41 件/56 件)	(11 件/12 件)
平成 21 年度	95.3%	90.7%	97.7%	72.1%	90.7%	80.0%
	(41 件/43 件)	(39件/43件)	(42件/43件)	(31 件/43 件)	(39件/43件)	(8 件/10 件)
平成 22 年度	100%	93.8%	93.8%	81.3%	87.5%	100%
	(32 件/32 件)	(30件/32件)	(30件/32件)	(26 件/32 件)	(28 件/32 件)	(9 件/9 件)

⁽注) 各府省から送付された評価書を基に当省が作成した。

(3) 今後の課題

成果重視事業に係る政策評価については、全体として改善がみられる一方、取組が後退している事例も見受けられる。今後とも成果重視事業としての実効性を向上させるためにも、引き続き厳格な評価の実施とその質の向上を図ることが重要である。

このための今後の課題としては、政策評価として備えるべき事項の明確化を徹底することであり、具体的には以下の点が挙げられる。

- ① 目標設定の考え方を評価書において明らかにすること。(外務省及び財務省)
- ② 手段と目標の因果関係を評価書において明らかにすること。 (総務省及び国土交通省)
- ③ 目標の達成度合いの判定方法・基準を評価書において明らかにすること。(内閣府、金融庁、総務省、外務省及び国土交通省)
- ④ 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を評価書において明らかにすること。 (内閣府、法務省、外務省及び国土交通省)

_	8	_